

論 説

少子高齢化の弊害を緩和するための税制改革の動向

横浜国立大学法科大学院教授
岩 崎 政 明

◆SUMMARY◆

本稿は、平成 28 年 11 月 17 日（木）に税務大学校和光校舎で開催された「税務大学校公開講座」において岩・政明教授（横浜国立大学法科大学院）が「少子高齢化を脱却するための税制改革の動向」と題して行った講演の内容を基に、寄稿されたものであり、少子高齢化を脱却するために必要な財源調達手段としての税制改革の在り方について、税制調査会の『経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理』を手掛かりとして、所得税及び相続税に関する中期的な改革の論点を検討するものである。

（平成 29 年 2 月 28 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

I	はじめに	24
II	税制調査会の「論点整理」の要旨	25
	1. 個人所得課税の改革に当たっての基本的な考え方	25
	2. 老後の生活への備えを巡る環境変化	25
	3. 働き方・ライフコースに影響されない公平な制度の構築	26
III	若年層や低所得層に配慮した所得税制について	26
	1. 所得税制による所得再分配機能の回復のための方策	26
	2. 事業所得と給与所得との調整のための方策	27
IV	老後生活を支援する所得税制について	28
	1. 高齢者関連の所得控除制度の見直し	28
	2. 投資からのリターンによる自助努力型老後設計	29
	3. 高齢者であっても働く意思を持ち健康ならば働ける社会のための税制	29
V	幸福のリサイクリングにつながる相続税制について	30
VI	おわりに	30

I はじめに

日本は人口減少期に入ったと言われている⁽¹⁾。ただし、この人口減少は全ての年齢層に均等に生じているのではなく、主として若年から青年層において著しく、高齢者層においては、長寿化が進んでおり、人口減少率は世代間において歪みがある。また、以前から予測されていたことではあるが、少子化により、今後、主として勤労年齢層及びその予備年齢層の減少が著しくなると考えられる⁽²⁾。更に、総務省が公表した平成 27 年 (2015 年) 10 月 1 日時点の国勢調査速報において注目されているのが、若年単身世帯、高齢者単身世帯の増加である。具体的に言えば、結婚をせず子供もいない若者が増え、また寡婦・寡夫になってから長期間にわたり相互扶助なく生活する高齢者が増えているということである⁽³⁾。若いも若きも、お一人様社会になってきていることが窺われるのである。このような状況を変えるため、社会全体を活性化する

ための制度改革が様々な領域において近年進められてきている。

税制に関する将来設計としては、平成 26 年 (2014 年) 11 月 7 日付の税制調査会『働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理 (第一次レポート)』及び平成 27 年 (2015 年) 6 月 30 日付で閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針 2015 (骨太方針 2015)』において基本方針が示され、そして、これを具体化するために税制改革の論点整理が平成 27 年 (2015 年) 11 月 13 日付の税制調査会『経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理 (論点整理)』⁽⁴⁾により示された。

「第一次レポート」や「骨太方針 2015」においては、結婚し夫婦共に働きつつ子供を産み育てる世帯を支援する税制上の施策に力点が置かれており、この方針は、「論点整理」にも引き継がれているが、「論点整理」において

は、更に「老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築」がテーマとして取り上げられた点が注目される⁽⁵⁾。「論点整理」において説示されている検討課題は、極めて示唆に富み重要である。

これらの検討結果を踏まえて、平成 27 年（2015 年）12 月 16 日付の自由民主党・公明党『平成 28 年度税制改正大綱』⁽⁶⁾においても、「雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が多様化していることを踏まえ、所得の種類に応じた控除と人的な事情に配慮した控除の役割分担を含め、各種控除のあり方を検討する。あわせて、老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う」⁽⁷⁾と述べられている。

そして、以上の論点整理や改革論議を吸収し、かつ総括するものとして、平成 28 年（2016 年）11 月 14 日付で税制調査会『経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告』が公表され、その内容の一部は平成 28 年（2016 年）12 月 8 日付の自由民主党・公明党『平成 29 年度税制改正大綱』に反映されている。

本稿においては、これまでの改革論議の中核にある上記平成 27 年（2015 年）11 月 13 日付「論点整理」を手掛かりとして、少子高齢化によってもサステナブルな社会を実現するためには、税制においてどのような改革を行っていくことが必要なのかについて、特に所得税及び相続税に関する中期的な改革の論点を検討したい⁽⁸⁾。

II 税制調査会の「論点整理」の要旨

1. 個人所得課税の改革に当たっての基本的な考え方

「論点整理」の示す高齢者税制に関する検討課題としては、個人所得課税に関する改革と資産課税（主として、相続税及び贈与税）に関する改革がある。後者の改革は、相続税に係る『「老後扶養の社会化」の進展を踏まえた遺産の社会還元』や贈与税に係る「格差の固定化防止を図りつつ、資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築」といった表題からも窺い知ることができるように、家系や能力や稼得チャンスといった幸運に恵まれた富裕高齢者層については、その財産を同一家族間で承継していくだけでなく、今後の日本を支える若年層一般を支援するためにも提供してほしいということである。

これと関連して、「論点整理」第 1 部 II 3 に、個人所得税に係る検討課題として、「老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築」が掲げられている。この前提としては、次のような日本の経済社会の構造変化があると指摘されている。すなわち、「高齢化の進展等により、公的年金の給付水準については、中長期的な調整が行われていく見込みとなっており、また、公的年金を補完することが期待されてきた企業年金についても、就労形態や勤務先企業によって実施状況が異なっている。会社や家族のセーフティネット機能が低下し、生涯を通じたリスクが高まっている中、現役世代が老後の生活等に備えるための自助努力を行うことに対する支援が重要となっている」⁽⁹⁾と述べられている。具体的には、以下の二つの課題が掲げられている。

2. 老後の生活への備えを巡る環境変化

まず、老後の生活を支えるための自助努力が重視されている。検討課題としては、次の 2 点が重視されている⁽¹⁰⁾。第 1 は、高齢化の

進展に伴い貯蓄率が低下するので、個人金融資産を効率的に活用する必要性が増しているということである。すなわち、預貯金からそれ以外の投資方法に代えることにより、リターンを増やしていく必要があるということであろう。私的年金の活用もこの方法に含まれている。低金利が長期化される中で、長寿化による生活費を賄えるだけの預金を準備しておくのは一般人には難しい。高齢者の投資を進めていくためには、投資リスクを軽減又は代替するような仕組みを今後どのように整備するかに懸かっていると思われる。

第2は、公的年金の給付水準が低下することが見込まれるため、企業年金への期待が強まっているところ、企業年金は現役時の働き方や勤め先の違いにより大きく影響を受けるので、今後は、企業年金制度自体の見直しに加えて、就労形態や勤務先企業にかかわらず、公平に自助努力を支援する必要があるということである。

3. 働き方・ライフコースに影響されない公平な制度の構築

次に、金融所得や企業年金・個人年金等に関連する税制上の諸制度について、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度の構築を検討していく必要があるとされている⁽¹⁾。第1の金融所得については、金融所得課税の一体化を引き続き進めていく必要があるが、その際、勤労所得との間での負担の公平に留意し、適用される実効税率に余り大きな差が生じないように工夫すべきである。

また、第2の年金税制については、拠出・運用・給付の各段階を通じた体系的な課税の在り方について、公平な税負担となるように工夫する。また、関連して、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担が、働き方やライフコースによって不公平とならないように工夫する必要がある。

Ⅲ 若年層や低所得層に配慮した所得税制について

1. 所得税制による所得再分配機能の回復のための方策

「論点整理」では、①昭和63年(1988年)度の税制抜本改革(所得税・法人税の税率引下げと消費税の導入)により、累進税率の緩和が図られたこと、②社会保険料について、被用者は報酬比例方式でありながら、一定所得水準で上限が設けられ、かつ、自営業主等は定額制となっているため、高所得層は相対的に社会保険料負担が軽くなること、また、社会保険料負担は総所得金額から控除されるため、高所得層において累進税率の適用を緩和し、更に若年層における非正規雇用の増加等により、被用者と雇用者とによる社会保険料負担にも歪みが生じているため、相対的に給与高所得層における租税負担が軽減されていること、③配偶者控除が適用されないフルタイムの「共働き世帯」が若年層において増えているのに対し、相対的に中高年層に多い「片稼ぎ世帯」が配偶者控除等の適用を最大限に享受していることなどの理由から、所得税制の見直しが必要であると指摘されている。

要するに、年功序列による正規雇用の労働環境が基本であった昭和60年代末期から平成初期に壮年期を迎え、最も稼ぐことができた年齢層においては、当時の所得減税政策により、より良い生活を送ることができたのに対し、約30年後の現在、年功序列が崩壊し、非正規による不安定な雇用関係が基本となった状況の下では、結婚をし子育てをするという最も生活費がかかる若年層を支援するような所得税制にシフトし、「より良い生活」の共有を図る必要があるということであろう。

そして、この理念を実現するための方策として、最初に提案されたのが、配偶者控除・配偶者特別控除(以下「配偶者控除等」という。)を、「廃止」又は「縮減」ないし「新たなコンセプトによる控除制度(「夫婦控除」?)」

へ改正するというものであった。

しかしながら、配偶者控除等を廃止又は縮減すると、複数の子育てをする必要から片稼ぎ世帯を選択した若年夫婦においては、一人の稼ぎ手の所得だけで複数の家族構成員が生活するのであるから、「共働き世帯」よりも担税力が弱くなるにもかかわらず、所得課税においては、「共働き世帯」と対等に扱われることになり、かえって租税負担の公平に反するとの批判が起り得る。また、「片稼ぎ」も「共働き」も、同額の控除が受けられるという新たな制度を設けたとしても、炊事洗濯掃除等の家庭生活上の諸サービスを配偶者の一方が担当してくれる「片稼ぎ」夫婦と、それらの諸サービスを料金を払って外部から買わなければならない「共働き」夫婦とを経済的に同じに扱うことになり、かえって負担の公平に反するとの批判が起り得る。更には、夫婦の生活の在り方に応じた租税負担の調整を図るのであれば、子育てや親の介護等の負担もあるから、配偶者控除等だけでなく、扶養控除も総合考慮する必要がある。それならば、「所得控除」の見直しという方法よりは、所得税の課税単位を、個人単位から、夫婦単位又は世帯単位に変更する方法もあり得るという提案もあるであろう。

前述した、平成以後の社会経済の変化に対応した所得税制の見直しは、その理念は正しいとしても、実現のための方策はいろいろな可能性がある中で、余り拙速にならずに熟慮する必要があると思われる。

2. 事業所得と給与所得との調整のための方策

「論点整理」では、「我が国における働き方については、非正規雇用の増加に伴う若年就労の不安定化等に止まらず、正規雇用の多様化、退職金も含めた賃金形態の多様化、転職機会の増加等、様々な面で多様化している。請負契約等に基づいて働き、使用従属性の高さという点でむしろ雇用者に近い自営業主の割合

が高まっていることも指摘されており、給与所得と事業所得を明確に分ける意義が薄れてきている」ので、「これらの変化を踏まえると、個人所得課税における税負担の調整のあり方としては、所得の種類ごとに様々な負担調整を行うのではなく、家族構成などの人的な事情に応じた負担調整を行う『人的控除』の重要性が高まっていると考えられる」と指摘されている。

前半の働き方の多様化に関する指摘は、全ての給与所得者に当てはまるわけではない。給与所得者の大数は、依然として、雇用者の指揮命令に従って勤務し、自己の危険負担を負わない従属的労働者であろう。しかしながら、一部の職種（プログラマー、デザイナー、研究開発等の専門技能者）においては、社内請負のような形で、かなり自由な労働形態で、出来高制の報酬を受けている人が増えていることも確かである。したがって、給与所得者全般に、給与収入額に応じて、具体的な費目や金額の証明を要することなく、高額な給与所得控除を概算で認める制度を適用するのはなじまなくなっている。

他方で、事業所得者においては、たとえ少額であっても、必要経費控除が認められるためには、事業との直接関連性ほかの厳密な証明が求められるのであって、負担が重いとの意見もあろう。今後、消費税制において、インボイス制度が導入され、消費税額の計算に当たって、帳簿書類等が必ずしも必要でない状況になれば、事業所得の計算に当たっても、一定の小規模事業者については、概算で必要経費控除を認める制度を採用することを検討してもよいであろう。

このように、中長期的には、給与所得者に対する源泉徴収制度は維持するとしても、必要経費控除については、給与所得と事業所得を区別することなく、現在よりは少額の最低概算経費控除としながら、それを超える必要経費額を主張する場合に、実額の経費を証明

し、申告納税をすることを認めるという制度を採用することもあり得るように考える。

IV 老後生活を支援する所得税制について

1. 高齢者関連の所得控除制度の見直し

(1) 退職所得に係る課税制度の再検討

従前においても、終身雇用を所与とし、給与の一部の後払の性質や長期勤務に対する報奨金としての性質を前提に構築された、現行所得税法における退職所得に係る租税優遇制度（①分離課税の適用、②高額な退職所得控除及び③2分の1課税制度）は、流動化・自由化・国際化が進んだ近年の労働市場には、整合的でないという指摘がしばしばなされ、また改革のための検討もなされてきた⁽¹²⁾。長期的に見て、所得税制を抜本改革するのであれば、退職所得という所得区分を廃止するか、又は給与所得に統廃合するという方策もあるかもしれないが、中期的に見て、退職所得という所得区分を存続させながら、時代に相応したものに修正していくとするならば、例えば、勤続年数が20年を超える場合についてのみ、分離課税（所得税法22条1項・3項）、退職所得控除額（同法30条3項2号）及び2分の1課税（同法30条2項）の適用を認めるといった方策があり得ると思われる。なぜなら、勤続年数が長期にわたる場合に支給される退職金には、依然として、老後の生活の糧であり担税力が低いという性質⁽¹³⁾が残されるからであり、これに対応した所得税制の配慮は必要と思われるからである。

(2) 公的年金等控除額に関する再検討

公的年金等雑所得に対する課税については、現行所得税法においては、老後の生活の糧である年金は担税力が低いという性質に配慮して、極めて手厚い租税優遇措置が採られてきた。すなわち、①公的年金保険料の拠出時期においては、社会保険料控除が適用され、支払保険料全額を収入金額から控除することが

でき、②保険料支払期間中における日本年金機構等による運用益については、未実現利益として所得税が非課税とされ、更に③保険金の受給時期においても、制度上の建前として雑所得として課税対象にされてはいるものの、高額な公的年金等控除額が適用されるために、事実上ほとんど所得税が課税されることはない。すなわち、公的年金については、拠出時・運用時・受給時の全てにおいて所得税が事実上非課税となっているのである。

それゆえ、従前、私見では、所得課税の原則からすれば、他の所得と比べて、不公平となるので、本来は、①ないし③のいずれかのタイミングで課税が行われるべきであると考えてきた（なお、私見では、これらのタイミングのうち、③の受給時において所得税の負担をより強める必要があるのではないかと考えてきた。）。

また、公的年金制度改革の方策としては、雑所得の計算における公的年金等控除を廃止して、年金課税を実質化し、これにより年金財源を強化すべきであるとの意見もある⁽¹⁴⁾。

これらの点につき、私見では、老後の生活資金は、公的年金と私的年金とのトータルで充足すべきであって、老後の自助努力促進の観点からは課税強化は望ましくないので、年金等の社会保障財源は消費税の増税により国民全体に幅広く負担してもらうのが適正であると考えてきたのであるが⁽¹⁵⁾、もし消費税の軽減税率の導入などの影響により、社会保障財源が必要十分に確保できなくなる事態が生ずるとするならば、見解を改めざるを得なくなる。その場合には、公的年金等控除を廃止するなどして財源を確保した上で、社会保障給付を保全するか、あるいは、今回の「論点整理」の内容を前提にして、老後生活資金の保全の観点から、現在の公的年金等雑所得に対する租税優遇措置を維持し、年金受給に租税負担を求めないこととして、社会保障給付の減少分をカバーしてもらうようにするのかのど

ちらかのオプションを選択せざるを得なくなるであろう。

2. 投資からのリターンによる自助努力型老後設計

現行投資優遇税制の中で、老後生活資金の形成に最も資するものは、個人型確定拠出年金（DC：Defined Contribution Plan 又は日本版 401k と呼ばれる。）であろう。個人型確定拠出年金は、預金や投資信託などの運用先を自分で選択し、その運用成績によって、将来の年金受取額が決まる制度である。投資に成功すると公的年金運用よりも多くの利益を得ることができる反面、投資に失敗すると老後の生活費を失いかねないという大きなリスクを負う。すなわち、本来は、安定した年金というよりは、飽くまで自己責任型の投資である。

しかしながら、個人型確定拠出年金の最大のメリットは、現状では、掛金全額が所得控除の対象となることにある（確定拠出年金法 68 条・69 条、所得税法 75 条 2 項 2 号）⁽¹⁶⁾。掛金の限度額は、事業所得者 81 万 6,000 円、給与所得者（ただし、企業年金に加入していない者）27 万 6,000 円と現状では両者に差があるが、前述したように、将来的に企業年金が縮減されていくような事態となれば、法改正により、この差額は小さくなっていくとも考えられる。更に、個人型確定拠出年金では、このように拠出時における租税優遇を受けられるだけでなく、運用期間中の売却益についても分配金についても、所得税が非課税とされている。給付時（受取時）は 60 歳以降とされているが、その際には、一時金で受け取るか、定期金で受け取るかを選択することもできる。その際に、退職所得控除や公的年金等控除も併用することができるので、金額によっては、退職所得や雑所得に係る所得税を軽減することができる。

個人型確定拠出年金には 60 歳までの嚴格

な払出制限があり、老後資金としてしか利用できないので、住宅取得や子供の教育費などの支出が予定されている間は、個人型確定拠出年金に余り多くの拠出はできないであろうが、他面、老後生活費を稼ぐ自助努力とはなるであろう⁽¹⁷⁾。

3. 高齢者であっても働く意思を持ち健康ならば働ける社会のための税制

我が国の就業者数（ないし生産人口）のうち、最も大きな割合を占めているのが、公務員を含むサラリーマン、すなわち給与所得者である。同時に、給与所得者が個人所得課税の主たる担い手であるといってもよい。ところが、人口減少により、この就業者数が減り、この人手不足により経済成長率も下がると懸念されているのである。それゆえ、安倍内閣の成長戦略においては女性の活躍が期待されているわけであるが、働き手は、女性だけでなく、一度リタイアした高齢者も含めて考えるべきであろう。高齢者の中には、食糧事情や健康志向の高まりにより、定年退職後も十分働ける意思と技能と健康を保ちながらも、その能力を生かしていない人々がいる。若年勤労世代の勤労の機会を縮減させることがないように配慮する必要はあるが、今後、財源不足のため年金給付開始年齢が引き上げられ、また年金給付水準も引き下げられるおそれがあるので、高齢者の再就職を促進するための税制も必要であろうと思われる。

その一つの方法として、例えば 60 歳以上の給与所得者に対しては、一定の所得制限を設けた上で、給与所得控除額の割増制度を導入し、所得税の負担を軽減することにより、長く働き続けられる環境を整備するのはどうであろうか。給与所得控除の見直しは、小規模事業所得者と給与所得者との公平の観点から、所得制限を設けた上、事業所得と給与所得を通じた概算経費控除制度を導入すべきか否かが検討されているが、高齢者割増概算

経費控除制度も併せて検討してはどうかと考えている⁽¹⁸⁾。

V 幸福のリサイクリングにつながる相続税制について

「論点整理」第1部Ⅰ2及び同Ⅲにおいては、①金融資産の蓄積が高齢者に偏在していることから、相続を機会に、資産格差も次世代に引き継がれる可能性が高まっていること、②老後の生活を公的社会保障制度が支えているという「老後扶養の社会化」が進展し、高齢者の経済負担が軽減される反面、社会保障費用・子育て費用を負担している若年層にしわ寄せが来ていること、また、老後扶養の社会化が高齢者の資産の維持、形成に寄与することとなり、その社会的富の一部が相続によって次世代の一部に引き継がれている側面もあること、③高齢化の進展により、相続人自身も高齢者となるいわゆる「老々相続」が増加し、被相続人の遺産が相続人の生活基盤を形成するという意味合いが薄れていることが指摘されている⁽¹⁹⁾。

そして、今後の相続税・贈与税の在り方について、①平成25年(2013年)度税制改正により、相続税の基礎控除額の引下げや税率の引上げがなされているが、この影響を観察しながら、この方向を推し進めるかどうかを検討すること、②老後扶養の社会化に伴い増大した社会保障給付は公費・公債発行に依存していることから、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付を清算するという観点から、相続税の対象の範囲を検討すること、③遺産を子・孫といった家族内のみで相続・贈与して承継せずに、その一部を社会に還元することにより、次世代における機会の平等や世代内の公平の確保等に資する方策を検討すること、④老々相続にならないよう、生前贈与に係る贈与税の課税について、資産移転の時期の選択に中立的な制度の構築を検討することが提案されている。

①に関して言えば、相続税制を巡る世界の潮流としては、相続税を廃止する方向に動いているところ、我が国は相続税制を社会福祉の維持増進のために利用しようとしている点で新しいトレンドを発信するものといえよう。相続税収は、毎年、計画的安定的に計算できるものではないが、社会保障財源としての消費税収を補充する機能を果たすことは確かである。

②について言えば、相続税にも寄附金控除制度やふるさと納税制度に準じた社会還元の方策を導入することは意味のあることと思われる。また、事業承継税制の適用に当たっても、法定相続人ではない者が事業を承継した場合にも、租税負担の重い贈与税ではなく相続税の適用を受けられるような工夫をすることが可能ではないかと思われる。

③及び④について言えば、相続税の納税義務者の範囲を法定相続人に含まれない若い世代(孫)に広げたり、相続時精算課税制度をもう少し活用しやすいように改正することなどが可能であろう。

VI おわりに

以上、本稿においては、少子高齢化を脱却するために必要な財源調達手段としての税制改革の在り方について、「論点整理」に基づきながら検討を加えてきた。少子高齢化対策に要する財源は、所得税、相続税・贈与税や消費税など個人の生活と密接な租税の増減税を組み合わせ、トータルに検討すべきものである。高齢化社会による社会費用の増加と財源調達との調和は、多くの先進経済が抱える難題である。中でも少子高齢化の進捗度が極めて高い日本において、何らかの方策を発信することは、世界にも波及効果がある。政府や税制調査会の発しているメッセージには合理性がある。

- (1) 総務省が平成 28 年（2016 年）2 月 26 日に公表した平成 27 年（2015 年）10 月 1 日時点の国勢調査速報によると、外国人を含む日本の総人口は 1 億 2,711 万 47 人であり、平成 22 年（2010 年）に行った前回調査に比べて約 95 万人減少したと言われている。日本経済新聞平成 28 年（2016 年）2 月 27 日朝刊記事。総務省平成 27 年（2015 年）度国勢調査速報については、<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka.htm>
- (2) 厚生労働省の試算によれば、平成 26 年（2014 年）時点で約 6,351 万人であった就業者数は、平成 42 年（2030 年）には 5,561 万人に減ると推定されており、これにより、潜在経済成長率はほぼ 0%になると危ぶまれている。前掲注 (1) 日本経済新聞朝刊記事参照。厚生労働省の労働統計年報については、<http://www.mhlw.go.jp/toukei/youran/roudou-nenpou/02.htm> 参照。また、総務省の労働力調査（基本集計）平成 28 年 3 月分速報について、<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/20160/> も興味深いデータを掲げている。
- (3) これらの情報についても、前掲注 (1) 日本経済新聞朝刊記事及び総務省の国勢調査速報を参照。
- (4) 「論点整理」の内容に関する総合的研究として、税研 186 号（2016 年）35 頁以下に「特集：『経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理』を考える」がある。神野直彦、小塚真啓、知原信良、岩崎政明、奥谷健、前田高志による各論文が収録されているが、紙数の関係から、個別に紹介検討をすることができなかった。ご容赦願いたい。
- (5) このテーマについては、岩崎政明「老後の自助努力を支援する制度のあり方」税研 186 号（2016 年）57 頁を参照。
- (6) 「平成 28 年度税制改正大綱」の内容に関する総合的研究として、ジュリスト 1493 号（2016 年）13 頁以下に「特集：平成 28 年度税制改正と今後の課題」がある。神山弘行、太田洋、吉村典久、渋谷雅弘、藤谷武史、高橋祐介による各論文が収録されている。こちらについても、紙数の関係から、個別に紹介検討することができなかった。
- (7) 自由民主党・公明党「平成 28 年度税制改正大綱」7 頁。
- (8) 本稿は、岩崎政明「高齢化社会と税制の役割」税経通信 71 巻 7 号（2016 年 7 月号）141 頁に加筆をしたものである。
- (9) 「論点整理」3 頁。
- (10) 「論点整理」10 頁。
- (11) 「論点整理」11 頁。
- (12) 退職所得課税制度の再検討は、税制調査会の答申においても、平成 12 年（2000 年）7 月付の中期答申『わが国税制の現状と課題—21 世紀に向けた国民の参加と選択—』110 頁で指摘されて以降、ほぼ繰り返しのように取り上げられている。論文としては、佐藤英明「退職所得課税と企業年金課税についての覚書」碓井光明=小早川光郎=水野忠恒=中里実編著『公法学の法と政策（金子宏古稀記念論集）』（有斐閣、2000 年）415 頁、同「退職所得課税のあり方」税研 185 号（2016 年）25 頁、山田二郎「退職金前払い制度と税務上の取扱い」東海法学 25 号（2001 年）1 頁参照。
- (13) 金子宏『租税法（第 21 版）』（弘文堂、2016 年）236 頁。
- (14) 田近栄治「年金税制改革—公的年金等控除を廃止し、年金財源強化を」税研 185 号 46 頁。
- (15) 岩崎政明「成長戦略と生活安定に資する今後の消費税制」ジュリスト 1455 号（2013 年）61 頁。なお、八代尚宏「高齢化社会に対応した税制への改革」税研 185 号 16 頁、特に 19-23 頁も参照。
- (16) 金子・前掲注 (13) 199-200 頁参照。
- (17) 個人型確定拠出年金でどれだけの税制優遇を受けられるかのシミュレーションは、確定拠出年金教育協会サイトの確定拠出年金ナビ (<http://www.dnenkin.jp/>) で調べることができる。
- (18) なお、概算経費控除制度の検討としては、税研 185 号（2016 年）33 頁以下の「特集：概算控除のあり方」を参照。特に、谷口勢津夫「わが国における実額控除と概算控除—公平対簡素な税制の観点から」税研 185 号 34 頁、渡辺智之「給与所得控除のあり方」税研 185 号 40 頁。
- (19) このような指摘は、かつて私も行ったことがある。岩崎政明「相続税を巡る諸問題」水野正一編『改訂版 資産課税の理論と課題（木下和夫・金子宏監修『21 世紀を支える税制の論理第 5 巻』）』（税務経理協会、2005 年）179 頁以下参照。